

# 茨城県 I T パスポート等取得支援補助金募集要領

令和 5 年 7 月 7 日制定

令和 5 年 11 月 29 日改正

## 1. 趣旨・目的

すべての企業人が身につけるべきデジタルリテラシーの習得を図り、D X 進展下において企業の生産性向上や成長産業・分野への労働移動を促進するため、従業員のリスクリングに取り組む企業等に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助金の交付にあたっては、茨城県 I T パスポート等取得支援補助金交付要項（以下、「交付要項」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

## 2. 対象検定試験

- ・ I T パスポート試験
- ・ D S 検定®
- ・ G 検定

## 3. 補助対象者

(1) 補助金の対象となる事業者は以下のいずれかに該当する者です。

- ・ 法人税法（昭和 40 年法律第 34 号）に定める普通法人、公益法人等及び協同組合等のうち、茨城県内に本社、本店、支店又は事業所を有するもの
- ・ 普通法人、公益法人等、協同組合等又はこれらの代表者が加入する茨城県内に設置された経済団体、経営団体、産業支援団体等

(2) 補助対象者となる条件は以下のとおりです。

- ・ 補助事業終了後も引き続き 1 年以上茨城県内に活動拠点を有し、事業活動を継続する予定であること
- ・ 県税に未納がないこと

(3) 以下のいずれかに該当する者は、いかなる場合も補助金の対象となりません。

- ・ 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及び同法第 2 条第 13 項に規定する当該営業に係る接客業務受託事業を行う者
- ・ 当該補助事業について、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている者
- ・ その他、知事が補助金の支出先として適切ではないと判断する者

## 4. 補助対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助対象者となる県内企業等が、

自社業務の効率化や生産性向上等を目的に、茨城県内に勤務する従業員又は役員等（以下、「従業員等」という。）に対し、「2. 対象検定試験」に記載する検定試験を受験するために必要な費用又は資格手当等を交付する事業を新たに実施する場合において、その事業に要した費用の一部を補助する事業です。ただし、当該従業員等が当該試験に合格した場合に限ります。

なお、「対策講座受講料等」には、各検定試験の通信又は対面による対策講座のほか、参考図書の購入費も含まれます。ただし、従業員等1人につき、試験ごとに、1講座又は1冊に限ります。

また、「従業員等」とは、正社員だけでなく、契約社員や出向者、パートタイム労働者、アルバイト、技能実習生も対象となります。役員は、法人の履歴事項全部証明書に登記されている方が対象となります。

## 5. 補助対象経費、補助率等

補助対象経費、補助率等は以下のとおりです。

経費区分	内容・補助限度額	補助率
①試験受験料	<p>補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験（第4条第1号に掲げる試験をいう。以下同じ。）の受験のために、各試験実施主体に対して支払った受験手数料（従業員等が自ら受験手数料を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。）</p> <p>ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITパスポート試験 7,500円</li> <li>・DS検定試験<sup>®</sup> 11,000円</li> <li>・G検定試験 13,200円</li> </ul>	<p>10/10</p> <p>ただし、補助事業者が大企業に該当する場合は1/2</p>
②対策講座受講料等	<p>補助事業者が茨城県内に勤務する従業員等の試験の対策のために試験対策講座提供事業者に対して支払った受講料又は参考図書の購入に要した経費（従業員等が自ら受講料又は図書購入費を負担した場合に、補助事業者が当該従業員等に対してその全部又は一部を支払った場合を含む。）</p> <p>ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、1講座又は図書1冊に限るものとし、次の金額を上限とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ITパスポート試験 20,000円</li> <li>・DS検定試験<sup>®</sup> 40,000円</li> <li>・G検定試験 60,000円</li> </ul>	
③資格手当	<p>補助事業者が、茨城県内に勤務する従業員等に対し、試験に合格したことを条件として支払った資格手当、奨励金又は資格補助金等</p>	

	ただし、従業員等1名につき、試験ごとに、次の金額を上限とする。
	・ I Tパスポート試験 27,500円
	・ D S検定試験® 51,000円
	・ G検定試験 73,200円

(注1) 「①試験受験料」と「②対策講座等受講料」は同一の従業員等で併給可能。また、同一の従業員等が複数の試験に合格した場合、併給可能。それ以外の場合は、併給は認められない。

(注2) 当該補助事業について、教育訓練給付制度等、国、地方公共団体その他の機関から別途補助金を受けている場合は、補助対象外とする。

(注3) 補助対象経費は、いずれも他の経理と明確に区分できるものに限る。

## 6. 補助対象外の経費等

以下の経費は、補助の対象から除きます。

- ①交付要項制定日より前に対策講座の申込、参考図書の購入、試験実施機関に受験申し込みを行ったもの
- ②交付要項制定日より前に制定した社内規定等による資格手当、奨励金又は資格補助金等
- ③不合格の従業員に係るもの
- ④受講者1人あたりの受講料等が判断できないもの
- ⑤法令により訓練の実施が義務付けられており、事業主によって実施する必要があるもの
- ⑥ I Tパスポート等取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)提出時までには試験の合格や支払いを確認することができないもの
- ⑦受験申込や受講申込等に係る振込手数料、従業員の受験・受講に係る旅費、資格の証明書発行手数料、教材の郵送料 等

## 7. 交付申請書類

I Tパスポート等取得支援補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)に以下の書類を添えて、申請募集期間内に提出してください。

- ①申請対象合格者一覧(別紙1)
- ②従業員等の合格が証明できる書類(合格証書若しくは受験票及び合格番号等)
- ③補助事業に要した補助対象経費の内訳が分かる支出証拠書類
- ④補助事業申請日から3ヶ月以内に法務局で発行された申請者の履歴事項全部証明書(写し可)
- ⑤補助事業申請日から3ヶ月以内に県税事務所で発行された申請者の県税納税証明書(県税及び地方法人特別税について滞納がないこと)(写し可)
- ⑥会社概要、事業概要等(パンフレットなど、申請書の組織や主たる事業、資本金、従業員数等の概要が分かるもの)
- ⑦補助金振込先口座の情報(金融機関名、口座番号、名義人等)が分かる書類(預金通帳の写し等)
- ⑧交付要項別表「③資格手当」を申請する場合、資格手当等の仕組みや金額が分かる書類(社内規定など)

⑨誓約書（別紙2）

⑩その他、知事が必要と認めた書類

## 8. 予算額

20,251 千円 ※予算の範囲内で補助金を交付します。

## 9. 申請募集期間

第1回締切 令和5年10月31日(火)

第2回締切 令和5年12月28日(木)

第3回締切 令和6年2月29日(木)

第4回締切 令和6年3月29日(金)

※応募者多数の場合は、先着順により交付決定を行います。

※予算額に達した以降は、受付を行わない可能性があります。

## 10. 交付申請の方法

交付要項第5条の規定に従い、申請募集期間内に必要書類を茨城県産業戦略部産業人材育成課へ提出してください。提出は、申請フォーム又は郵送にて受け付けております。

**【お問い合わせ・申請書提出先】**

茨城県 産業戦略部 産業人材育成課 人材育成グループ

TEL : 029-301-3653